

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 26 号

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正する規則

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年大田市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の表を次のように改める。

職名	勤務形態	勤務時間数	勤務時間の割り振り			
			区分	勤務時間	休息时间	週休日
当直職員	毎月 1 日を起算日とする 1 か月単位の变形労働時間制	4 週間を平均し、1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分	日直	午前 7 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで	1 時間とし、その時限は、業務の実情に応じて任命権者が定める	4 週間を通じ 8 日以上
			宿直	午後 5 時 0 0 分から午前 7 時 0 0 分まで	5 時間とし、その時限は、業務の実情に応じ	

					て任命権者が定める	
			宿直	午後 5 時 00 分から午前 8 時 30 分まで	5 時間 15 分とし、その時限は、業務の実情に応じて任命権者が定める	
保育園 (所) に勤務 する職 員	毎月 1 日 を起算日 とする 1 か月単位 の変形労 働時間制	4 週間 を平均 し、1 週間当 たり 3 8 時間 45 分	早出	午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで	1 時間とし、その時限は、業務の実情に応じて任命権者が定める。	4 週間を 通じ 8 日
				午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで		
				午前 8 時 00 分から午後 4 時 45 分まで		
			普通	午前 8 時 30 分まで		

				0分から午後5時15分まで
			遅出	午前8時45分から午後5時30分まで
				午前9時00分から午後5時45分まで
				午前9時15分から午後6時00分まで
				午前9時45分から午後6時30分まで
				午前10時15分から午後7時00分まで

第13条第3項中「1日又は4時間」を「1日又は半日」に改める。

第14条第4項中「別表第2(9)から(12)及び別表第4(

2) 及び(3)の項」を「別表第2(9)から(14)の項」に改め、同条第5項中「別表第3(4)及び(5)の項」を「別表第2(15)及び別表第3(4)の項」に改める。

別表第2中「

<p>(9) 会計年度任用職員 (1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。 以下この号、第10号及び第11号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た数の時間)の範囲内で必要と認められる期間</p>
--	--

」を「

<p>(9) 会計年度任用職員 (1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められて</p>	<p>1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時</p>
---	--

<p>いる会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。以下この号、第10号及び第11号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>間に10を乗じて得た数の時間)の範囲内で必要と認められる期間</p>
--	---------------------------------------

」に「

<p>(12) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間</p>
--	---

」を「

<p>(12) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項に</p>	<p>1の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範</p>
--	--

<p>において同じ。)を養育する 会計年度任用職員が、その 子の看護等(負傷し、若し くは疾病にかかったその子 の世話、疾病の予防を図る ために必要なものとして市 長が定めるその子の世話若 しくは学校保健安全法(昭 和33年法律第56号)第20条 の規定による学校の休業そ の他これに準ずるものとし て市長が定める事由に伴う その子の世話を行うこと又 はその子の教育若しくは保 育に係る行事のうち市長が 定めるものへの参加をする ことをいう。)のため勤務 しないことが相当であると 認められる場合</p>	<p>囲内の期間</p>
--	--------------

」に改め、同表に次のように加える。

<p>(15) 会計年度任用職員 (6月以上の任期が定めら れている者又は6月以上継 続勤務している者(週以外 の期間により勤務日が定め られている者で1年間の勤務</p>	<p>1の年において別表第6に定める期間</p>
---	--------------------------

日が47日以下であるものを除く。)に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
--	--

別表第3(5)の項を削り、同表中「(6)」を「(5)」に「(7)」を「(6)」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。